

「Medtec Japan 2023」共同出展企業の募集

神戸市 医療・新産業本部 医療産業都市部 誘致課

神戸医療産業都市では、「Medtec Japan 2023」に、神戸医療産業都市ブースの設置を予定しており、共同出展企業を募集いたします。

「Medtec Japan 2023」概要

医療機器の設計・製造に関する「アジア最大級」の展示会『Medtec Japan』。医療機器メーカーの来場者が70%以上を占め、専門性・レベルの高さで定評あり。また、医療用エレクトロニクス展、医療 ICT・在宅医療展、検査キット完成品 & 開発展、メディカルシティ・災害医療・防災安全展が同時開催。

- 日 時 令和5年4月19日(水)～4月21日(金)
- 場 所 東京ビッグサイト(東展示棟)
- 主 催 インフォーママーケットツジャパン株式会社
- 出展者数／来場者数 出展社 292 社・団体 来場者 11,917 名(2022 年実績)
- 公式HP <http://www.medtecjapan.com>

「神戸医療産業都市ブース」出展者募集要項

※令和5年度予算の状況により、変更や出展を取り止める場合がございますので、ご了承願います。

(1)共同出展概要

- ①神戸市が出展する「神戸医療産業都市」ブース(約 18 m²)での共同出展(募集社数:4社程度)となります。
※ブースのレイアウト、デザイン等は神戸市が指定いたします。
- ②各社のパネル展示スペースはA1サイズ程度、展示台は間口1m程度、奥行き 50cm程度を予定しております。
- ③説明員の配置(常時1名以上)を必ず行ってください。パネルや配布資料のみの展示はできません。
- ④当展示会(過去含む)Medtec Japan に独自(単独)出展された企業は、当ブースで出展いただけません。

(2)出展対象

神戸医療産業都市に拠点を設置(あるいは令和5年3月末までに予定)している企業

(3)募集期間: 令和4年12月15日(木)から令和5年1月16日(月)17:00 まで

(4)出展企業にご負担いただく費用:

- ・共同出展料 **大企業 10 万円／中小企業3万円** ※詳細は【備考】をご参照ください

※共同出展企業決定後、共同出展社都合によるキャンセルの場合、返金はありません。

※なお共同出展料は展示会終了後に請求予定ですが、期限までに納付されない場合、
遅延利息(年3%)がかかる場合がございます。

※会場使用料、基本装飾(社名表示版・壁・カーペット)、基本的な電気代及びその工事費、
基本備品(展示台・スポットライト・コンセント等)の費用など、神戸市負担分の費用に充当いたします。

・神戸市負担以外の全ての費用(旅費・宿泊費・製品／パネル製作費・配付物作製費・輸送費・出展に関わる保険料等)

・出展される企業へ新型コロナウイルス感染症対策の実施をお願いする場合がございます。

(5)神戸市が負担する費用:

- ・会場使用料および基本装飾(社名表示版、壁、カーペット)、基本的な電気代及びその工事費、基本備品(展示台、スポットライト、コンセント等)

(6)出展にかかわる連絡事項等

- ・今回の展示会では、新型コロナウイルス感染症対策として、ブースが密になることを避けるため、会期当日の説明者数を1社あたり1日2名までとさせていただきます。

(7)お申し込み

- 下記の申込書を、神戸市 医療・新産業本部 医療産業都市部 誘致課に E-Mail でご提出ください。

提出後、必ず 078-322-6341(岸本・森田)まで、お電話をお願い致します。

申込書提出期限 令和5年1月16日(月)17:00 まで必着

- 出展目的や展示品をできるだけ具体的にご記入ください。

- 応募多数の場合は、抽選もしくは申込書記載内容や他展示会への共同出展の有無に基づき、出展企業を選定させていただくことがあります。(出展企業選定のため、申込書記載内容以外にも追加で確認させて頂く事がございます)※今回ご出展いただいた場合、令和5年度の他の展示会で応募多数となった際に、出展いただけないことがありますので予めご了承ください。

- 2月～4月頃の新型コロナウイルス感染拡大状況を鑑み、神戸市の判断にて、出展を取り止める可能性もございますので、予めご了承ください。神戸市の判断で出展を取り止めた場合、共同出展料は返金しますが、取り止めまでに発生した費用(パネル製作費・保険料等)は出展企業の負担となります。

- 出展の可否は、1月下旬を目途に全てのお申し込み企業にお知らせいたします。

(8)申込書ご提出・お問い合わせ先

神戸市 医療・新産業本部 医療産業都市部 誘致課 (担当:岸本・森田)

電話:078-322-6341 FAX:078-322-6010

E-Mail:kbic-contact@office.city.kobe.lg.jp

※メールの容量は 5MB 以下です。容量を超える場合は受信できませんのでご注意ください。

【備考】

※中小企業とは、中小企業等経営強化法(平成 11 年法律第 18 号)第2条第1項に規定する中小企業者に該当する事業者。ただし、大企業が実質的に経営に参画しているもの(以下「みなし大企業」※という。)を除く。

※「みなし大企業」とは、次のいずれかに該当するものとする。

- ア.発行済株式の総数又は出資金額の2分の1以上が、同一の大企業の所有に属している中小企業。
- イ. 発行済株式の総数又は出資金額の3分の2以上が、複数の大企業の所有に属している中小企業。
- ウ.大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業。

※中小企業等経営強化法第2条第1項における「常時使用する従業員の数」とは、申請者が雇用する労働者のうち、労働基準法(昭和 22 年法律第 49 号)第 20 条に規定する解雇の予告を必要とする労働者の数とする。

●参考:中小企業庁ホームページ(<https://www.chusho.meti.go.jp/soshiki/teigi.html>)